

# 第 9 期 介 護 保 険 料 に つ い て

## 1 第 1 号保被保険料基準額の算定方法（各論 129 ページ）

### ① 保険料必要額の算出方法

$$\boxed{\text{賦課対象経費合計額 (A)}} - \boxed{\text{公費負担、支払基金交付金等の合計額 (B)}} - \boxed{\text{介護保険介護給付費準備基金 (C)}} = \boxed{\text{保険料必要額 (D)}}$$

### ② 基準額（年額）の算定方法

$$\boxed{\text{保険料必要額 (D)}} \div \boxed{\text{予想保険料収納率 (E)}} \div \boxed{\text{第 1 号被保険者数 (G)}} = \boxed{\text{保険料基準額 (H) 年額 75,700 円 (月額 6,308 円)}}$$

## 2 介護保険料の国の方針

今後の介護給付費の増加を見据え、被保険者間での所得配分機能を強化する（高所得者の保険料率の引き上げ、低所得者の保険料率の引下げ等）ことで低所得者の保険料上昇の抑制を図る。

## 3 第 9 期介護保険料の概要

○保険基準月額が 6,308 円、第 8 期と比べ 466 円、8%の増額

- ・第 9 期の給付費は、報酬改定の影響及び、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年を迎えることから介護ニーズが高まるため、第 8 期の実績と比較して給付費は増加する見込みだが、65 歳以上の被保険者数は第 8 期と比較して減少する見込み。
- ・今後も介護ニーズの高い 85 歳以上の被保険者が増加する見込みであり、医療・介護ニーズが大幅に増えることで介護給付費の増加が見込まれる。介護保険制度の推進と適正な運営の観点から保険料を改定。

## 4 保険料設定の考え方

○国の方針に基づき、被保険者の負担能力に応じた保険料を設定。

- ・現行の保険料段階 11 段階から 14 段階へ設定を変更。
- ・高所得者の保険料段階を 3 分割し、さらに保険料段階 9 段階以上の乗率を引き上げることにより、3 段階以下の低所得者の保険料上昇を抑制。
- ・被保険者数が多い中間所得層（6 段階）の保険料段階を 2 分割し、保険料上昇を抑制。

○保険料負担が過度に増加しないよう介護保険介護給付費準備基金から最大限可能な 14 億 5,000 万円を充てて、保険料の上昇を極力抑制。

○保険料段階 1～3 段階の低所得者に対し公費を投入し保険料額を減額。第 9 期は第 8 期と比較して公費分を増額。

## 保険料の所得段階別設定（第 8 期と第 9 期の比較）

計画期	8期 (R3～5年)				9期 (R6～8年)				
基金取崩し	17億5000万円				14億5000万円				
公費負担(市)	約2,880万円/年				約5,778万円/年				
保険料基準額 (第 5 段階保険料額)	年額70,100円 月額 5,842円				年額75,700円 (対8期 +5,600円) 月額 6,308円 (対8期 +466円)				
段階区分	保険料段階	基準所得の設定	乗率	保険料額	→	保険料段階	基準所得の設定	乗率	保険料額
			公費による負担軽減後					公費による負担軽減後	
生活保護又は 市民税非課税世帯	第1段階	本人の課税年金収入+ 合計所得80万円以下	0.4	28,000	→	第1段階	本人の課税年金収入+ 合計所得80万円以下	0.455	34,400
			0.3	21,000				0.285	21,600
市民税非課税世帯	第2段階	本人の課税年金収入+ 合計所得80万円超120万円以下	0.6	42,100	→	第2段階	本人の課税年金収入+ 合計所得80万円超120万円以下	0.685	51,900
			0.5	35,100				0.485	36,700
	第3段階	本人の課税年金収入+ 合計所得120万円超	0.7	49,100	→	第3段階	本人の課税年金収入+ 合計所得120万円超	0.69	52,200
本人が 市民税非課税で 世帯員が 市民税課税	第4段階	本人の課税年金収入+ 合計所得80万円以下	0.85	59,600	→	第4段階	本人の課税年金収入+ 合計所得80万円以下	0.85	64,300
	第5段階	本人の課税年金収入+ 合計所得80万円超	1.0	70,100	→	第5段階	本人の課税年金収入+ 合計所得80万円超	1.0	75,700
本人が 市民税課税	第6段階	本人の合計所得 125万円未満	1.2	84,100	→	第6段階	本人の合計所得 80万円未満	1.15	87,100
						第7段階	本人の合計所得 80万円以上125万円未満	1.2	90,800
	第7段階	本人の合計所得 125万円以上200万円未満	1.3	91,100	→	第8段階	本人の合計所得 125万円以上200万円未満	1.3	98,400
	第8段階	本人の合計所得 200万円以上250万円未満	1.4	98,100	→	第9段階	本人の合計所得 200万円以上250万円未満	1.5	113,500
	第9段階	本人の合計所得 250万円以上350万円未満	1.65	115,700	→	第10段階	本人の合計所得 250万円以上350万円未満	1.7	128,700
	第10段階	本人の合計所得 350万円以上500万円未満	1.8	126,200	→	第11段階	本人の合計所得 350万円以上500万円未満	1.9	143,800
	第11段階	本人の合計所得 500万円以上	1.95	136,700	→	第12段階	本人の合計所得 500万円以上600万円未満	2.1	159,000
第13段階	本人の合計所得 600万円以上800万円未満	2.3	174,100	→	第13段階	本人の合計所得 600万円以上800万円未満	2.3	174,100	
					第14段階	本人の合計所得 800万円以上	2.5	189,200	